

ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2020年5月21日

Ver.3

<目次>

はじめに	P 3
Ver.3 改定にあたり	P 4
I. ネイルスクール等で考えられる新型コロナウイルスの感染リスクと対策の骨子について ...	P 7
II. ネイルスクール等での感染拡大防止のための対応	P 8
1. 受講に際しての留意点	P 8
2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応	P 9
①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの授業・講習の変更事項の周知	
②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応	
③受講生の通学に関する配慮	
3. 衛生管理・感染症対策	P 9
①教室・講習会場入口	
②教室・講習会場	
③実習場面(対面での飛沫感染防止策)	
④休憩時における留意点	
⑤その他の高頻度接触部位の消毒または除菌	
⑥会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)	
⑦換気	
⑧実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類	
※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について	
⑨実習を行う際の予防策	
⑩トイレ・手洗い設備等	
⑪廃棄物の処理	
4. スタッフの健康管理	P 14
5. 緊急時の対応について	P 15
「ネイルサロン衛生管理士」資格制度	P 16

はじめに

本ガイドラインは、NPO 法人日本ネイリスト協会（以下、JNA）が、ネイルスクールでの授業（講習）およびネイルに関連する講習における新型コロナウイルス感染症対策の参考とするために作成したものです。

ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習における実習の場面では、受講生同士で相モデルを組み、施術部位に直接触れながらトレーニングを行う場合もあるため、徹底した衛生措置を講じて感染拡大を防ぐことが重要です。

新型コロナウイルス感染症対策は全国民で取り組むべきものであり、その一環としてJNA会員が教室・講習会場等において、対策の推進に協力することが望まれ、その際に本ガイドラインが参考になれば幸いです。

なお、本ガイドラインは発行日現在の情報を基に作成しております。ウイルスの感染状況には地域差もあり、今後明らかになる事実により必要な対応が変更になる場合もあります。将来的な新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、第2波の到来による感染の再拡大に伴う営業自粛要請の厳格化、また逆に感染が完全にコントロールされた地域では更なる緩和が可能となる可能性もありますので、今後の各地域の感染状況を踏まえて随時見直していく予定です。今後の状況に応じて、日本ネイリスト協会から皆様に対して情報や要請等の文書も発信してまいりますので、ネイルスクール等経営者、ネイルスクール等従事者の皆様におかれましては、政府新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を踏まえ、各都道府県が定める行動計画に沿って対応していただくほか、各地区の保健所や他の行政機関からの指示や要請も参考にしながら、対応をお願いいたします。

2020年5月21日 <Ver.3>

2020年4月9日 <Ver.2>

2020年3月27日 <Ver.1>

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルスへの備え

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

NPO 法人日本ネイリスト協会

<https://www.nail.or.jp/>

Ver.3 改定にあたり

4月7日に7都道府県に発出された新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく緊急事態宣言は、4月17日に対象地域が全国に拡大され、5月14日に39の県で解除されました。引き続き、特別警戒都道府県の対象である北海道、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、京都府、大阪府、兵庫県の8都道府県は、徹底した行動変容が求められています。新規感染者が限定的になった39県は先んじて「新しい生活様式」を取り入れた新たな日常をスタートすることになります。

ネイルサロンの事業者には、本ガイドラインに基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、ネイルサロン運営の安全対策を万全に講じていただきたいと思います。ネイル業界が力を合わせて不断の努力を続けることが、お客様とネイリストの安全を守ることに繋がっています。※2020年5月14日時点で、特定警戒都道府県に該当している8都道府県が、特定警戒地域から解除された際にも、本ガイドラインに定める「新しい生活様式」を取り入れた対策を講じていただきたいと思います。

<参考>新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年5月4日変更)→

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_0504.pdf



← <参考>新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(令和2年5月4日)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/jyoukyou_bunseki_0504.pdf

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が5月4日に発表した提言には「今後の行動変容に関する具体的な提言」として「感染拡大を予防する新しい生活様式」と「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」が記されています。

■「感染拡大を予防する新しい生活様式」の骨子は以下のようにまとめられています。

(1) 感染拡大を予防する新しい生活様式について

○5月1日の提言では、感染の状況は地域において異なっているため、

- ①感染の状況が厳しい地域では、新規感染者数が一定水準まで低減するまでは、医療崩壊を防ぎ、市民の生命を守るため、引き続き、基本的には、「徹底した行動変容の要請」が必要となる。
- ②一方で、新規感染者数が限定的となり、対策の強度を一定程度緩められるようになった地域(以下「新規感染者数が限定的となった地域」という。)であっても、再度感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要がある、と指摘した。

○これまでの提言でも、感染拡大を食い止めるために徹底した「行動変容」の重要性を訴え、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施、「3つの密」を徹底的に避けること、「人との接触を8割減らす10のポイント」などの提案を重ねてきたところである。今回の提言では、5月1日の提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を「別添」のとおり、整理した。

○新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式を 実践していく必要がある。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものである。

○新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例がある。新型コロナウイルス感染症対策には、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが不可欠である。そのためには一人ひとりの心がけが何より重要である。具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要である。市民お一人おひとりが、日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていただくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができ、ご自身のみならず、大事な家族や友人、隣人の命を守ることにつながるものと考えている。

【別添】「新しい生活様式」の実践例

ネイルスクール等の運営に
直接関わらない項目の
文字は薄くしています。

(1)一人ひとりの基本的感染対策

●感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びにいくなら、屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクを着用。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)
- ※高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

●移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむをえない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2)日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気
- 身体的距離の確保 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

(3)日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用 1人または少人数ですいた時間に 電子決済の利用 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用 ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー 予約制を利用してゆったりと 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに 混んでいる時間帯は避けて 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも 屋外空間で気持ちよく 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう 料理に夢中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスや御猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4)働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 名刺交換はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

■「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」には以下の記述があります。

- 今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。
- 社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。
- ここでは、各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例をまとめた。また、実際にガイドライン等を作成するに当たっては、適宜、感染管理にノウハウのある医療従事者などに監修を求めることにより、効果的な対策を行うことが期待される。
- また、新型コロナウイルス感染症から回復した者が差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、円滑な社会復帰のための十分な配慮が必要である。

(リスク評価とリスクに応じた対応)

- 事業者においては、まずは提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり・つり革、エレベーターのボタン)には特に注意する。

- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるかや、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(各業種に共通する留意点)

- 基本的には、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要である。
- 例えば、人との接触を避け、対人距離を確保(できるだけ2mを目安に)することのほか、以下のものが挙げられる。
- ・感染防止のための入場者の整理(密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む)
 - ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
 - ・マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
 - ・施設の換気(2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる)
 - ・施設の消毒

(症状のある方の入場制限)

- ・新型コロナウイルスウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけることは、施設内などにおける感染対策としては最も優先すべき対策である。また、状況によっては発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。
- ・なお、業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理することも考えられる。

(感染対策の例)

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸などは、適切に洗浄消毒するなど特段の対応を図る。
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る。

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う。(手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする。

(トイレ)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

(休憩スペース)(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ゴミの廃棄)

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要である。手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。
- 感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性がある。

※業種ごとに対応を検討するに当たっては、これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要である。

上記の提言を受け、ネイル業界としても「新しい生活様式」を取り入れた個人の行動変容の重要性を呼びかけ、より一層、感染症対策を推進していきたいと思っております。

以上

発行日現在の情報を基に作成しております。
今後明らかになる内容によって変更する場合があります。

I. ネイルスクール等で考えられる新型コロナウイルスの感染リスクと対策の骨子について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。ネイル実習の場面では、受講生同士で相モデルを組み、施術部位に直接触れながらトレーニングを行う場合もあるため、感染リスクを防止する観点から、以下の対策を講じることが重要です。

	実践項目	実践の観点 (回避すべきリスク)	具体的な感染リスク対策	詳細頁
教室・講習会場の設備・環境 全般に関わる事項				
1	教室・講習会場入口の衛生的配慮	接触	消毒剤などの設置、ドアノブ等(高頻度接触部位)の消毒または除菌の徹底等、衛生的配慮をする。	P10
2	対面遮蔽の工夫(実習時) 間隔をあけた席の配置(座学時・実習時)	密接 飛沫感染	ネイル施術は対面での施術となるため、飛沫感染防止のため、ビニールカーテンまたはアクリル板等のスニーズガードを設置し遮蔽する。施術後はスニーズガードを消毒する。また、受講生同士が密接しないよう席の間隔を適切に(最低1m以上、できれば2m)あける。	P10 P11
3	モデルハンド(人工ハンド)を活用したトレーニング(実習時)	密接 密集	実習を行う際には、可能な限り“人の手”ではなく、“モデルハンド(人工ハンド)”を活用したプログラムを導入し、密接および密集を避ける。	P11
4	効率の良い換気	密閉 飛沫感染	1~2時間に5~10分程度、窓やドアを開けて、新鮮な空気を取り込んで教室・講習会場及び休憩スペース全体の換気を行う。また、機械換気等を併用し、効率的に換気を行う。2つ以上の窓がない場合は、空気が滞留しないように送風機などを活用する。	P11
5	高頻度接触部位の消毒または除菌	接触	(教室、共用部分、スタッフルームを含む)テーブル、椅子の背もたれ・ひじ掛け、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、エレベーターのボタン、カラーサンプル、デザイン見本等の消毒または除菌を行う。	P10 ~ P14
6	受講生の休憩スペース	密接 密集	休憩時間も密集を避け(最低1m以上、できれば2mあけること)、飲食の際は横並びに座り、会話は控える。効率的に換気を行い、テーブル、椅子等も定期的に除菌する。	P11
7	会計の際の留意点	接触	可能な限り電子決済の導入及び利用を推奨する。カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ等の消毒または除菌する。会計後の手洗いまたは手指消毒を徹底する。	P11
8	トイレ・手洗い設備等の衛生的配慮	接触	清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底する。トイレはフタを閉めて流す徹底を図るための掲示を行う。液体石けん・ペーパータオルを常備する。ハンドドライヤーは使用を禁止する。	P13
9	廃棄物の処理	汚染	ビニールに入れ適切な方法で廃棄する。	P13
講師・スタッフの健康管理等に関わる事項				
10	講師・スタッフの健康管理	体調不良等	体調チェックに気を配り健康管理を記録に残す。有事の際の連絡方法を明確にしておく。毎日の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)記録を残す。	P14
11	マスクまたはフェイスシールド(以下、マスク等)装着の確認	飛沫感染	講師・スタッフは飛沫感染防止のため、マスクまたはフェイスシールド(以下、マスク等)を正しく装着する。	P9,14
12	スタッフルーム等	密集 接触	食事、休憩時、着替えの際に密集を避け(最低1m以上、できれば2mあけること)、換気も行う。高頻度接触部位を消毒または除菌する。	P14
受講予約・受付に関わる事項				
13	予約制の徹底	密集	受講予約と受講定員を設定し、最少人数の講師・スタッフで対応できるように運営する。講習時間が延長しないよう努める。	P8 P9
14	受講生の体調チェック(予約時)	体調不良等	受講予約にあたり、受講をお断りする要件を明記し、該当しない事を確認してから、受講の予約を受け付ける。	P8
受講生に関わる事項				
15	受講生の体調チェック(受講当日)	体調不良等	当日の体調が良好であるか確認を行ってから施術を行う。体調が万全でない場合は、予約日を変更していただくようお願いする。	P10
16	マスク等装着の確認	飛沫感染	飛沫感染防止のため、受講生にマスク等装着をお願いする。	P10
実習に関わる事項				
17	実習を行う際の着衣等	飛沫感染 接触	マスク等、保護メガネ、グローブ(必要に応じて)を装着し、清潔なユニフォームを着用する。	P9,13
18	丁寧な手指消毒	接触	こまめな手洗いを励行すると共に、施術のはじめに消毒剤を用いて擦式清拭消毒を丁寧に行う。	P10
19	実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類の衛生管理	接触 衛生不十分	消毒済みの器具・用具・備品類を備え、施術後は、通常以上(場合により標準レベル以上)の消毒を講じる。また、高頻度に接触する備品類等も消毒または除菌を行う。	P12
20	各種用具の持ち手・化粧品等の外装部分の適切な消毒	接触	各種筆類(ジェル用・アクリル用・アート用等)の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行う。	P12
その他				
21	緊急時の対応	初動対応不備	有事の際の連絡先と対応フローを明確にし、共有する。	P15

II. ネイルスクール等での感染拡大防止のための対応

1. 受講に際しての留意点

受講生へ受講時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等の参加の自粛を、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

また、下記症状のある受講生については受講を控えていただき、体調が回復してから改めて受講の予約していただく様をお願いすること。その際、新型コロナウイルス感染拡大防止のためであることを説明し、ご理解いただくこと。さらに、受講に際して、事前に予約が必要であることを周知し、マスク等の持参、着用をお願いすること。

下記の症状がある場合は、体調が万全に回復するまで、受講はお控えください。

- * 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)のある場合
- * 発熱の兆候がある場合
- * だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
- * 咳、痰、または胸部に不快感のある場合
- * 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
- * その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
- * 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方

以下の内容に該当する場合も、受講をお控えください。

- 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人との濃厚接触がある場合

以上はあくまでも一例なので、下記を参考に各サロンの立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。



<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596978.pdf>
「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

また、感染例が報告されている地区では、潜在的に感染者がいる可能性が高く、一層の対策が必要である。各地区の感染の現状には、厚生労働省 HP を参照すること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei
「国内の発生状況」



過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については常に変化しているため、以下の外務省 HP を参照し最新の情報の把握に努めること。



https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html
「各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況」

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html
「海外安全ホームページ 感染症危険情報」



2. ネイルスクール等の授業・講習に関する対応

①新型コロナウイルス感染症が収束するまでの授業・講習の変更事項の周知

予約の体制を整え、受講生が込み合う時間帯をつくらないようにスケジュールリングすると共に、講師・スタッフも最少人数で対応できるシフトを組むこと。また、受講生同士が密接しないよう席の間隔を適切にあけること。講習時間の変更や、授業・講習内容に変更がある場合は、あらかじめホームページ、SNS、会場内掲示、書面配布等で告知を行うこと。

感染症対策および健康管理の一環として、受講生・講師・スタッフは、マスクまたはフェイスシールド(以下、マスク等)、アイガード(保護メガネ)、グローブ(必要に応じて)等を着用すること。

②感染症関連のキャンセル等に対する、柔軟な対応

受講予約をいただいているが、感染症関連の理由により受講ができない場合は、柔軟に対応し、受講生が不利益にならないように事前に対応を検討し告知すること(予約のキャンセル、延期等)。感染防止対策の徹底状況が説明できるようスタッフ間でその内容を共有しておくこと。受講できない状況が続く場合には、通学期限の延長や補習カリキュラムを検討し、対応すること。尚、JNAでは、JNAの講習会や検定試験の自校実施でのキャンセル対応(感染症関連の理由による欠席の場合の受講料の繰り越し、返金等)を行う場合がある。

③受講生の通学に関する配慮

受講生の居住地における感染状況に注意し、通学の可否も含めて通学の時間帯にも配慮すること。

※受講生が心身ともに健康な状態で授業・講習を受講できるようサポートすること。

3. 衛生管理・感染症対策

ネイルに関連する授業・講習の実施においても、教室・講習会場内の衛生環境の向上・感染症対策を徹底し、受講生および講師・スタッフの感染症対策を講じる必要がある。以下、NPO法人日本ネイリスト協会発行「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」と、本ガイドラインを参照し運営すること。

座学のみでの授業・講習においても、感染防止の観点から、教室・講習会場内の環境の衛生向上の確保、換気の徹底、受講生同士が密に接触しないように留意する必要が求められる。



NPO法人日本ネイリスト協会「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」参照

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_jishukijun2017.pdf

<参考>厚生労働省「ネイルサロンにおける衛生管理に関する指針」

https://www.nail.or.jp/media/pdf/eisei/eiseikanri_100915.pdf



新型コロナウイルスの感染防止対策としては特に以下の事項を徹底すること。

- ◆手洗い・手指消毒を徹底し、受講生が触れる箇所(高頻度接触部位)については、徹底した消毒または除菌を行うこと。

以上を徹底するために、前述の「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」の実施に加えて以下の事項も実施すること。なお消毒方法等の具体的な方法は「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を参照のこと。

- ◆3つの「密」を避けるようにすること

- ・密閉空間…効率のよい換気を行い、定期的に新鮮な空気を取り込むこと。
- ・密集場所…受講は予約制とし、受講定員を設定するなど密集を回避する。
受講生の座席レイアウトを見直し、席の間隔を(最低1m以上、できれば2m)あけること。
- ・密接場面…受講生・講師・スタッフはマスク等を着用すること。実習の際は対面での飛沫感染防止のため「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガードを設置し遮蔽すること。また、実習終了後はビニールカーテンまたはアクリル板の消毒を行うこと。モデルハンド(人工ハンド)を導入したプログラムを取り入れる等、効率のよいプログラムを練り実習時間が延長しないように努める。会話はなるべく控える。

- ◆受講生の体調の確認

受講の予約時および受講当日の際に体調(体温を含む)を伺うこと。体調不良の方は別日変更のお願いをする。また、マスク等の着用を確認する。

- ◆手指の衛生措置の基本“手洗い”の励行

消毒用エタノールが入手困難な状況において、確実にウイルスを除去するためにも、手洗いを励行しましょう。

※<参考>厚生労働省 手洗いの方法 →



- ◆より丁寧な手指消毒の徹底

手指消毒をする場合には、より丁寧な手指消毒を心掛けましょう。手指消毒剤を用いて、手首から手の平、手の甲、指間、指先、爪先(フリーエッジの先端、裏側も含む)まで、丁寧に擦式清拭消毒を行いましょ。

- ◆消毒剤および除菌剤は、スプレーで直接噴霧しないこと(ウイルスが飛び散るため)。ペーパーに消毒剤を含ませ清拭することが大切です。

①教室・講習会場入口

- 入口に手指消毒剤を設置し、手指消毒の徹底を促すこと。

消毒剤の準備が困難な場合は、除菌剤等で対応すること。

- ドアノブ等、受講生が触れる可能性が高い高頻度接触部位は、ドアの開閉時の都度、消毒または除菌を行うこと。

※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。

②教室・講習会場

- 室内の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- 受講生が座る席は、一定の距離(最低1m以上、できれば2m)をあけることが必要であるため、席が離れたレイアウトに変更すること。
- 受講定員を設定し、密集を避けること。なお、元々の定員が定められているスペースを利用する際は、定員の半分での利用とすること。

③実習場面(対面での飛沫感染防止策)

- 相モデル実習は対面での飛沫感染防止のため「ビニールカーテン」または「アクリル板」などのスニーズガードを設置し遮蔽すること。また、施術後は、ビニールカーテンまたはアクリル板の消毒を行うこと。
- 実習を行う際には、可能な限り“人の手”ではなく、“モデルハンド(人工ハンド)”を活用したプログラムを導入し、密接および密集を避ける。
- 実習中の会話はなるべく控えること。

④休憩時における留意点

- 休憩の前後には、必ず手洗いを行うこと。
- 休憩時間も密集を避け(最低1m以上、できれば2mあけること)、飲食の際は横並びに座り、会話は控えること。
- 休憩スペースも効率的に換気を行うこと。
- 休憩スペース内のテーブル、椅子等も定期的に除菌を行うこと。

⑤その他の高頻度接触部位の消毒または除菌

●教室・講習会場

貸し出し備品類や、カラーサンプル・デザイン見本等に、触れた場合は消毒または除菌すること。タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒または除菌を行うこと。

●オフィス内エリア等

電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類も消毒または除菌を行うこと。

⑥会計の際の留意点(レジおよび金銭授受)

- 会計に際して、可能な限り電子決済の導入及び利用を推奨すること。
- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、ペン等も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- 対応後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。

⑦換気

- 授業・講習中、休憩時間、終了後、または定期的に(1~2時間に5~10分程度)、窓やドアを開けて、新鮮な空気を取り込んで会場全体の換気を行うこと。また、機械換気等を併用し、効率的に換気を行うことが望ましい。(ネイル材料に含まれる空気よりも重い有機溶剤のガスも一緒に換気する必要があるため)2つ以上の窓がない場合は送風機(扇風機でも可)などを活用すること。

⑧実技授業・講習に関わる器具、用具、備品類

- 実技授業・講習の場合は、ネイルテーブル、実習モデル用チェア、施術者用チェア、アームレスト、フットケア用チェア、ワゴン、ネイル機器等は、使用毎に消毒または除菌を行うこと。また、講義用の机、イス等も同様の処置を行うこと。
- 器具・用具類は、実習モデルごとに消毒済みのものを使用すること。
- 各種筆類（ジェル用・アクリル用・アート用等）の持ち手部分、ネイルポリッシュ等の各種化粧品、ネイル材料のキャップや本体部分も、使用後は消毒または除菌を行うこと。
- コットン又はガーゼ等は使い捨てのものを使用すること。
- タオルは使い捨てできるペーパー類を使用することが望ましい。使い捨てできないタオルを使用する際は、実習モデルごとに交換すること。
- 器具類は、消毒済みのものと使用済みのものとを区別し、適切な衛生措置を講じること。
- 施術に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度ふた付きの容器に捨てること。

※消毒用エタノール等が入手困難な場合の対応について

(1)手指消毒について

逆性石けんを用いて擦式清拭消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

(2)金属器具類・用具類・備品類の消毒について

逆性石けんを用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:オスバン、ザルコニン液など、有効成分 10%配合のものを用いて 0.1~0.2%濃度に希釈して使用すること)

◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥→紫外線消毒連続 20 分間以上を行う。

0.1~0.2%逆性石けん水溶液の作り方

(オスバン or ザルコニン液:2.5~5mL) + (水道水:250mL) = 0.1~0.2%濃度

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

(3)用具類・備品等の消毒または除菌について(金属器具以外)

次亜塩素酸ナトリウム製剤を用いて浸漬消毒を行う。

(消毒薬品名:【ピューラックス 次亜塩素酸ナトリウム含有濃度6%】または【家庭用漂白剤ハイター次亜塩素酸ナトリウム含有濃度 5~6%でも代用可能】)を用いて 0.1%濃度以上に希釈して使用すること)

◆具体的な手順◆

洗浄→10 分間以上の浸漬消毒→水洗→乾燥を行う。

※次亜塩素酸ナトリウムは強アルカリ性のため、金属器具類には使用しない(錆びやすくなるため)。

※手荒れ防止のためグローブを装着すること。

※設備や備品(ネイルテーブル、チェア、ジェルネイルライトの手をのせる台等)の消毒または除菌に用いる場合には、ペーパータオル等に含ませて清拭を行うこと。10 分程度たったら水拭きすること。噴霧してはいけない。

0.1%以上濃度 次亜塩素酸ナトリウム水溶液の作り方

(ピューラックス or ハイター 5mL) + (水道水 250mL) ⇒ 0.1%以上濃度(標準レベル以上)

※作った消毒液は、その日限りの使用としてください。

⑨実習を行う際の予防策

- マスク等・アイガード(保護メガネ等)・グローブ(必要に応じて)を装着すること。
- マスク等装着時は、マスク等に触れないよう徹底する。鼻、口、目など、ウイルスを付着させないよう粘膜を保護することが重要である。
- 実習の前後には、必ず手洗いをを行うこと。
- 消毒剤に触れる機会が多いため、手荒れが生じた場合はグローブを装着すること。
- 実技授業・講習中は、清潔なユニフォームやエプロン等を着用すること。万が一、「咳」や「くしゃみ」等でウイルスの付着が心配な際には、速やかに清潔な着衣に取り換えること。

⑩トイレ・手洗い設備等

- 複数の人が出入りする場所の清掃、消毒または除菌を通常以上に徹底すること。
- トイレはフタを閉めて流すことを徹底していただくため掲示を行うこと。
- トイレ、手洗い設備等の清掃時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備および水道の蛇口、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、使用毎の消毒、または定期的な消毒または除菌を行うこと。
※次亜塩素酸ナトリウム水溶液(0.1%濃度)で消毒を行う場合は、ペーパータオルに含ませ清拭すること。金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- 巡回清掃の実施および実施管理記録の保存を徹底すること。
- 手洗いに用いる石けんは、液体石けんが望ましい。(固形石けんは、保管時に不潔になりやすいため)
- ハンドドライヤーは使用しないこと。ペーパータオルを使用し、ゴミ箱も備えること。(タオルの共有は絶対に行わないこと)
※商業施設の共用トイレにおいては、実情に応じて対応すること。
- 清掃の終了後、手洗いをを行うこと。

⑪廃棄物の処理

- グローブとマスク等を着用すること。
- 施術時のゴミや、使用済みのマスク等やグローブ、手洗いや消毒等に使用したペーパータオルなどを捨てる場合は、ビニールに入れ密封した状態で廃棄すること。
- ふた付きゴミ箱の内部も、消毒または除菌を行うこと。
(具体例)次亜塩素酸ナトリウム水溶液 0.1%濃度を含ませたペーパータオル等で清拭する。
金属部位に使用した場合は、10分程度たったら水拭きすること。
- ゴミの捨て方は、該当所在地の環境事業所のルールに従うこと。
※マスク等やグローブを外す際も、適切な外し方を実践すること。

参考:個人用防護具(PPE)の着脱の手順 →



- 廃棄物の処理後、手洗いをを行うこと。

4. 講師・スタッフの健康管理

講師・スタッフの心と身体の健康面を注視し、すべての講師・スタッフに対して、適切な健康管理を行う。公平で公正な処遇を行うこと。また、マスク等、アイガード(保護メガネ)、グローブ(必要に応じて)装着の確認を行うこと。

- ①講師・スタッフ全員に出勤時の体温チェックを徹底すると共に、体調の変化の有無についても上長に報告し、記録に残すこと。
 - ②スクールの所在地域および講師・スタッフの居住地域における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤の時間帯にも配慮すること。
 - ③講師・スタッフは、各自の日々の行動記録(いつ、どこで、誰と会ったか)を残すこと。
感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
 - ④スタッフルーム(更衣室および休憩スペースを含む)の利用、食事について
 - スタッフルームの利用が密にならないように心がけること。スタッフルームの入退室時には手洗いまたは手指消毒を行うこと。
 - 複数で食事をする際は間隔(最低1m以上、できれば2m)を空けて離れて座るか横並びに座り、なるべく会話をしないこと。
 - スタッフルーム内の高頻度接触部位となる冷蔵庫のドア、電子レンジボタン、テーブル、椅子等も消毒または除菌を行うこと。
 - ⑤以下の症状がある場合は、出勤を停止とする。また勤務中に以下の症状を発症した場合は、速やかに医療機関を受診し、体調が完全に回復するまで治療に専念すること。
 - * 風邪の症状(くしゃみや咳が出る)のある場合
 - * 発熱の兆候がある場合
 - * だるさ(倦怠感)や息苦しさがある場合
 - * 咳、痰、または胸部に不快感のある場合
 - * 味覚および嗅覚にいつもと違う変化を感じる場合
 - * その他新型コロナウイルスに感染している疑いのある症状がある場合
 - * 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。
 - ⑥講師・スタッフの同居者に感染者、または感染者への接触があったことが判明した場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある場合
 - 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染者が発生したクラスターとされる場所を訪れた方、並びに当人と濃厚接触がある場合
 - 保健所または所轄担当役所の指示を仰ぎ、場合により自宅待機とすること。
 - 他の講師・スタッフ、およびお客様との接触について正確な実態を把握すること。
 - 個人情報の保護に充分留意し、対応をすること。
- ※その他、講師・スタッフにコロナウイルス感染の疑いがある場合には、医療機関を受診し、専門医に相談し、体調が完全に回復するまで治療に専念すること。

5. 緊急時の対応について

受講生および講師・スタッフが、万が一感染した場合の対応は、保健所へ報告し、相談すること。尚、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合もあるため、開催会場の所轄担当役所の確認をしておくこと。

- 受講生および講師・スタッフに関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所または所轄担当役所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。また、当該受講生への連絡の方法に関しては、保健所または所轄担当役所の指示を仰ぐこと。
- 特に感染者あるいは感染の疑われる受講生の到着時間から帰宅までの1時間後くらいまでに、同じ時間帯に会場内に同席した受講生をリストアップし、報告できるようにすること。
- 感染防止のため関係各所への報告義務が生じることを、受講生ご理解いただくこと。
- その後の対応等に関しては、保健所または所轄担当役所に相談し、指示を仰ぐこと。

ネイルスクールおよびネイルに関連する授業・講習において、感染拡大の要因を排除することは勿論ですが、授業・講習において「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」、「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」、および本ガイドラインを参考に、衛生管理に関する正しい知識を周知することは、安全で安心なネイルサービスの普及に役立つ取り組みとなります。

業界として、お客様とネイリストの健康を守るためにも、適切な衛生管理の周知・励行にご協力いただきますよう深くお願い申し上げます。

<参考>

「ネイルサロンにおける新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

<https://www.nail.or.jp/media/pdf/information/salonguide.pdf>



「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

NPO 法人日本ネイリスト協会(以下 JNA)では、JNA が制定した「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、ネイルサロンの現場で正しく活用していただくために「ネイルサロン衛生管理士」資格制度を設けています。

【 制度の目的 】

「ネイルサロンにおける衛生管理自主基準」を普及し、サロン従事者への啓発活動を通じて、国民の健康を守る安全で安心なネイルサービスの普及と公衆衛生の向上に資することを目的として、ネイルサロンの衛生管理に関する知識を習得した方に「ネイルサロン衛生管理士」資格を付与する制度です。

NPO 法人日本ネイリスト協会「ネイルサロン衛生管理士」資格制度

<https://www.nail.or.jp/eisei/index.html>



「ネイルスクールおよびネイルに関する授業・講習等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」

2020年5月21日

<Ver.3>



〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-14-3 赤坂東急ビル 5F
TEL.03-3500-1580 FAX.03-3500-1608 <https://www.nail.or.jp>